

令和2年2月20日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

ア 広報課

監査の結果	<p>津市ケーブルテレビ一志放送通信センターの有効活用について</p> <p>津市ケーブルテレビ一志放送通信センターのアナログ放送設備一式については、現在、使用しておらず、同センター内でスタジオとしていた一室が、今後の活用見込みのないままとなっている。</p> <p>現在、同センターは、この一室を除いて、津市商工会一志支部に賃貸しているが、アナログ放送設備一式を処分し、賃貸するなど有効活用されたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年度は、不要な備品の分別、床に備え付けの作業台や棚の撤去、ケーブル線の撤去工事を行った。</p> <p>令和3年度は、テレビ23台について家電リサイクル処理を行い、その他の編集機などの機材についても処分を行った。今後は、備え付けの作業台を撤去した際に生じた床の修繕を行い、会議室等として有効利用できる状態にし、一志総合支所地域振興課に移管する。</p>

イ 財産管理課

監査の結果	<p>市有地貸付収入の未収金対策について</p> <p>市有地（普通財産）貸付収入の未収金について、平成24年2月27日付け監査結果報告において、滞納額総額32万円に対して、より実効性のある未収金対策に取り組まれるよう指摘したところであるが、当該市有地貸付収入の滞納状況は令和元年9月末現在、総額約84万円と大幅に増加している。</p> <p>実効性のある取組が何らなされていないため、法的措置も視野に入れて、より積極的な未収金対策に取り組まれたい。</p>
措置の内容	<p>賃借人及び保証人への履行請求や、完納の見通しが立たない債務者に対して支払督促申立て後、訴訟上の</p>

	<p>和解とする法的措置を講じ、分割納付による完納の見通しが立つなど、実効性のある取組を進めた。この結果、令和2年度に215,608円を徴収し、未払賃料残高は662,655円まで縮減した。</p> <p>今後も、法的措置を含めた積極的な未収金対策に取り組む。</p>
--	---

(2) 農林水産部

ア 農業基盤整備課

(7) 修繕の分割発注について

監査の結果	<p>鳥居町地内の農業用施設修繕3件において、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。</p> <p>修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設等における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施することとし、単価契約が活用できない少額修繕については、令和2年6月に「農業用施設等修繕の発注に関する取扱基準」を策定し、適正な修繕発注を行っている。</p> <p>契約事務の手續においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、組織としてのチェック体制を強化した。</p>

(イ) 占用料の徴収誤り及び減免手續の不備について

監査の結果	<p>行政財産の占用許可について、当該占用料を津市法定外公共物の管理に関する条例及び同条例の規定により準用する津市道路占用料徴収条例第2条（別表）に基づき、西阿漕町地内の岩田池の支線については免除し、夢が丘二丁目地内の長池に建てられた支線柱につ</p>
-------	--

	<p>いては「その他の柱類」として1本につき1年100円を徴収した。しかし、平成30年度までは、「第2種電柱」として各々1本につき1年1,800円を誤って徴収していたことから、適切に対処されたい。</p> <p>また、平成30年度及び平成31年度に許可の更新を行い、占用料を免除とした全てにおいて、津市法定外公共物の管理に関する条例施行規則第9条に定める法定外公共物占用料減免申請書の提出を受けないまま、占用料を免除していた。</p> <p>今後は、津市法定外公共物の管理に関する条例等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>誤って徴収していた行政財産の占用料については、遡及して対応できる平成27年度から令和元年度までの5年分について、追加徴収又は還付処理を行い、令和2年度に全ての清算手続が完了した。</p> <p>また、法定外公共物占有料の減免申請手続が必要な場合については、令和2年度当初から事業者に必要な書類の提出を求め、適正に事務処理を行っている。</p>

(3) 建設部

ア 建設政策課

監査の結果	<p>道路占用料の事務処理の遅れについて</p> <p>道路占用料の更新分は、年度当初に納入通知書を送付することになるが、大半の納入通知書は、事務処理の遅れにより送付されていなかった。</p> <p>今後は、速やかに事務処理を実施されたい。</p>
措置の内容	<p>道路等占用許可に係る事務担当者の人員を増員し、体制を強化したことにより、令和3年度は年度当初に納入通知書を発送した。</p>

イ 事業調整室

監査の結果	<p>期成同盟会等の負担金について</p> <p>各同盟会の収支状況を確認したところ、繰越金が負担金収入を大幅に上回っている同盟会もあることから、</p>
-------	---

	構成する関係市町等と引き続き協議されたい。
措置の内容	三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟会及び国道368号改修期成同盟会について、構成する関係市町と負担金見直しを協議した結果、三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟会負担金は令和2年度から、また、国道368号改修期成同盟会負担金は令和3年度から、当面は徴収しないこととなった。

(4) 芸濃総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>契約事務の適正な運用について</p> <p>地域インフラ維持事業において、芸濃町椋本地内で水路修繕を実施したが、その契約は、芸濃町椋本地内基澤水路改修修繕と芸濃町椋本地内基澤水路改修修繕（その2）の2件の契約とし、各々契約金額を41万6,880円と30万6,720円として随意契約を締結した。</p> <p>これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して契約をし、修繕料を支払ったものであり、今後、このような不適正な契約事務がなされることのないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施するものとし、津北工事事務所の助言により円滑かつ効率的に事務を実施することとした。</p> <p>契約事務の手続においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、令和3年4月に設置された津市修繕等審査会でチェックする体制に改めた。</p>

(5) 美里総合支所
ア 地域振興課

(7) 契約事務の適正な運用について

監査の結果	<p>地域インフラ維持事業において、美里町北長野地内で道路法面修繕を実施したが、その契約は、美里町北長野地内道路法面修繕と美里町北長野地内道路路肩修繕の2件とし、前者は契約金額48万4,380円、履行期間を令和元年5月7日から同月24日まで、後者は契約金額32万2,920円、履行期間を令和元年6月10日から同月25日までの随意契約を締結した。</p> <p>これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して契約をし、履行期間を約1か月ずらして関係書類を作成し、修繕料を支払ったものであり、極めて不適正な契約事務と言わざるを得ない。</p> <p>今後、このような不適正な契約事務がなされないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施するものとし、津北工事事務所の助言により円滑かつ効率的に事務を実施することとした。</p> <p>契約事務の手続においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、令和3年4月に設置された津市修繕等審査会でチェックする体制に改めた。</p>

(イ) 未収金対策について

監査の結果	<p>長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の未収金については、令和元年8月末現在、約186万円となっており、年々増加している。</p> <p>これまで、督促や納付指導を実施しているが、未収金の回収には至っていない。</p>
-------	--

	<p>実効性のある取組が何らなされていないため、法的措置も視野に入れて、より積極的な未収金対策に取り組まれない。</p>
措置の内容	<p>督促状、催告書の発送及び電話、自宅訪問等による納付指導、納付相談等積極的な未収金対策に取り組み、消滅時効の完成した債権については不納欠損処分を行った。</p> <p>この結果、令和元年度末に15世帯で107万4,024円あった未収金が令和3年4月末で10世帯70万6,255円に縮減した。</p> <p>今後、法的措置も視野に入れた積極的な未収金対策に取り組む。</p>

(6) 一志総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>契約事務の適正な運用について</p> <p>地域インフラ維持事業において、一志町井生地内で道路石積修繕を実施したが、その契約は平成30年度一志町井生地内道路石積修繕と平成31年度一志町井生地内道路石積修繕の年度を分けた2件の契約とし、各々契約金額を49万8,960円として随意契約を締結した。</p> <p>これは一体施工した修繕を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により、年度を分けて関係書類を作成し、修繕料を支払ったものであり、極めて不適正な契約事務と言わざるを得ない。</p> <p>今後、このような不適正な契約事務がなされないよう徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施するものとし、津南工事事務所の助言により円滑かつ効率的に事務を実施することとした。</p>

	<p>契約事務の手續においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、令和3年4月に設置された津市修繕等審査会でチェックする体制に改めた。</p>
--	---